

組合ニュース

発行：2013年9月26日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

不当労働行為救済申し立て 第2回審問の報告

既報の通り、組合室復帰の不履行およびそれに関連する大学の対応を不当労働行為として、大分県労働委員会に救済を申し立てていますが、その第2回審問が9月10日に行われました。全大教九州、福教大、佐賀大からの傍聴者を含め、組合側からの多数の傍聴者が会場を埋めました。

法人の不誠実な交渉態度が明らかにされる

主尋問では、組合側から合田執行委員（申立当時副委員長）が証言しました。合田氏は、組合側代理人（弁護士）の質問に答える形で、団体交渉等での大学の数々の不誠実な言動・交渉態度を明らかにしました。

具体的には、復帰場所のみ変更した組合室復帰協約（2009年3月締結、2010年10月場所の変更のみを団交で合意）に基づいて復帰の詳細を組合と交渉しているかのように振る舞っていたのに、2012年7月31日になって岩切理事が復帰協約は破棄されていると突然言い出したこと、2011年9月22日に光熱水費の大学負担が経費援助にあたり不当労働行為の恐れがあると言い出し、組合がその根拠をたどると、根拠にならないどころか自らの主張に反する資料を提出し、長期間にわたりこの主張に固執し交渉を長引かせたこと、さらに、組合がこの点の法解釈の誤りを指摘すると、岩切理事が「ご教示ありがとうございます」を繰り返すのみで、実質的な回答拒否を行ったこと等です。

法人は論点のすり替えで対応

反対尋問では大学側の代理人（弁護士）が尋問を行いました。その中では、主尋問での証言に関する反論となるような質問はまったく行うことができず、その代わりに前回と同様に論点をずらした尋問を行いました。

その主なものは、①法人化以降、大学は「自主経営」を行わなければならないので、それが光熱水費の組合

負担を求める合理的理由ではないのか、②組合は本組合室への無条件入居を前提としており、そのため協議に応じないのか、③掲示内容を規制する協約案に組合が反対するのは、特定の個人や団体の名誉を傷つけるような掲示を行ってよいと考えているのか、といったものです。

①に関しては、長年の労使慣行を無視するものであるのみならず、1000万円を超える学長公用車や教職員の給与削減時期に岩切理事の給与のみをアップするといった「無駄遣い」が「自主経営」の名の下に行われていること、②に関しては、団体交渉の中ですでに協議を行っているのであり、大学の要求を飲むことのみを大学側は「協議に応じる」としていること、③に関しては、掲示板は組合室復帰とはまったく無関係であるのみならず、恣意的に判断でき、しかも誰が判断するかも明記していない掲示物規制は、組合活動を規制するものであり、表現の自由にも抵触すること、等を最後の再尋問の時間を含めて明らかにしました。

次回の審問は、10月18日（金）で大学側の証言（津田総務部長）が行われます。今後ともご支援とご協力をお願いいたします。

不当労働行為申し立て 組合報告集会を開催します

9月10日に第2回審問が行われ、組合側の陳述が終了しました。次回から法人側の陳述が始まるにともない、これまでの審問の経緯を皆様にご報告するとともに、今後の取り組みについてご意見をお伺いしたいと思っております。ご参集お願いします。

日時：10月2日（水）17:30

場所：経済学部第一会議室